

<類型1 民間開発活用型>

- 民間事業者が行う都市開発などのまちづくりにあわせ、当該地域の魅力度を向上させるために、公共と民間事業者が協力して、一体的なコンセプトの下で開発を進める事業形態。
- 民間事業者のイニシアチブで開発コンセプトを提示し、公共が連携して支援。

<類型2 公共施設等運営事業型>

- 改正PFI法に基づく公共施設等運営事業として実施されるもの。
- 改正PFI法の適用実績をつくり、コンセッション契約等の事例を積み重ねることで、さらなる適用を促す。

<類型3 付帯事業活用型>

- 公共施設等の整備・運営はこれまでどおりに行いながら、公共施設等の一部や余剰部分、副産物等を活用して、民間事業者が収益事業を行う。
- 既にある余剰資産・未利用資源等の活用だけでなく、民間事業者の創意工夫により、未利用資源等を生み出して活用することも考えられる。
- 収益を本来施設のサービス向上等に還元することも考えられる。

<類型4 包括マネジメント型>

- 公共主体が保有する公共施設等を含む複数の業務を包括して民間事業者が実施することに併せて、長期間にわたる当該対象業務の効率的なマネジメントを民間事業者が行う。
- 発注する主体は、単一の公共主体である場合もあれば、複数の公共主体による場合も考えられる。
- 各種公共施設等での維持管理・更新の包括委託から、ニュータウン更新等の大規模な事業まで、幅広く想定される。

<類型5 複合型>

- 民間の知恵、人材、資金を活かした複数の公共施設の設置・運営や周辺地域の整備・振興との一体的な推進等を図るもの。
- 他施設や周辺整備と合わせることで、単体での事業化と比して事業化を容易としたり、全体としての事業価値の向上を図ったり、民間の知恵を活かした施設運営と連携した地域の整備・振興を図ることによって、公共施設の整備効果や利用価値の向上による地域の持続的な発展・活性化が期待できる。

<類型6 官民連携インフラファンド活用型>

- 現在、国において検討中の、PFI事業に対する金融支援を行う官民連携インフラファンドによる資金調達を想定するもの。
- 対象となる事業は、PFI事業のうち、独立採算型及び混合型の事業となる。(詳細については、別添資料2参照)